

谷山小学校いじめ防止基本方針について

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、定めたものである。

2 児童や校区の実態

校区は、鹿児島市の南部に位置する住宅地域である。学校は、昭和22年に開校し、昭和44年には新設校の東谷山小学校、昭和53年には西谷山小学校への分離を経て、平成31年度は創立150年目にあたる。保護者および校区民は、教育への関心・意欲が高く、PTA・公民館活動も活発であり、大規模校としての特色を遺憾なく発揮しながら、その中で一人一人を生かす教育、民主的な実践人の育成を続けている。

3 いじめとは

「いじめ」とは、対象となった児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（同法第2条）

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・わざと会話をしない
 - ・席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・脅されてお金や品物を要求される
 - ・筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・くつを隠される
 - ・持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・人前で衣服を脱がされる
 - ・脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずか

- しい写真を掲載される
- ・いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・SNSのグループからわざと外される。

参考資料 「鹿児島県いじめ防止基本方針 2 いじめの定義」

4 学校の取組

(1) いじめの未然防止

法や国の基本方針の他、「鹿児島県いじめ防止基本方針」（鹿児島県教育委員会）、「谷山小学校いじめ防止基本方針」等の主旨を全職員で共通理解し、いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に一丸となって取り組む。

① いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。

イ 児童理解の時間を毎週の学年会の中で位置づけ、情報の共有化を図る。

ウ 4月第3週及び9月第2週の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

② いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実させ、思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
- ・ 人権教育の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。特に11月の校内人権旬間には人権ビデオの視聴をしたり、感想文を書いて交流を深める。

イ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

ウ 本校の生徒指導重点指導事項である「明るくあいさつ」を考慮し、心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。

エ 本校の生徒指導重点指導事項である「読書のすすめ」を考慮し、豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

※ 年間図書目標冊数（低学年 80冊 中学年 60冊 高学年 50冊）

③ いじめが起きにくい集団の育成

ア 教師は、人間関係作りという視点から学級目標を立て、日々の学級経営に反映させる。

- イ 「いじめは絶対に許されない」という学級の雰囲気作りに努める。
- ウ 一人一人の良さを生かした分かる・できる授業づくりを推進する。
- エ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
- オ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるように適切なPTA活動を進める。
- カ 担任が積極的にPTA活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。
- キ いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるように指導する。
- ク いじめの前兆を発見したら、見て見ぬふりをせず、すぐに近くの大人や教師に相談するように指導する。
- ケ もし、いじめにつながりそうな言動を受けたら、一人で悩まずに家庭・学校・友達・関係機関等に相談するように指導する。
- コ 各種アンケートや教育相談を利用することで、いじめについて考えさせる場を計画的に設定する。
- サ 様々な学校行事をとおして、学校、学年、学級の集団の連帯感を深める。
- シ いじめ解決に向けた、児童の主体的な活動を支援する。
- ス 児童総会、代表委員会等においていじめ防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。
- セ 適切な情報活用能力が養われるように、ネットモラル教育の充実を図る。

④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 児童同士、また児童と教師との信頼関係を育むために、多面的な児童理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。
- イ 全校朝会や学年集会等での表彰や学校便り、学年通信、学級通信などを利用し、児童の頑張りを多くの他の児童や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。
- ウ 6年児童による心のつながりを深める朝のあいさつ運動を推進する。
※ 本校では毎朝7時45分から8時まで朝ボラと呼ばれるボランティア活動を行い、並行して朝のあいさつ運動も行っている。
- エ 各教科の指導においては、正誤や結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの違いやよさを認め合うことができるような指導に心がける。

オ 教師は、児童の人格を攻撃するような否定的な発言をせず、プラス志向の発言に努める。

⑤ 校内研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する資質の向上を図り、教職員の人権感覚を高めるための効果的な研修会を計画的に企画・実施する。その際は、全職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を積極的に取り入れるとともに、以下の資料等を参考に、客観的な見方や考え方が育つように留意する。

- ・ 教職員用いじめ対策必携（鹿児島県教育委員会）
- ・ 「いじめ問題に積極的な取組をⅠ」リーフレット（鹿児島県総合教育センター）
- ・ 「いじめ問題に積極的な取組をⅡ」リーフレット（鹿児島県総合教育センター）
- ・ 「家庭用（保管）いじめ対策リーフレット」（鹿児島県教育委員会）
- ・ 「家庭用（保管）ネットいじめ対策リーフレット」（県PTA連合会）

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

① 日常的な児童理解

教職員は、チェックリスト（「教職員用 いじめ対策必携」鹿児島県教育委員会）を活用するなどして小さなサインを見逃さないよう日常的な児童理解に努める。

授業時間だけではなく、朝・帰りの会や休み時間、給食・清掃の時間などにおいて児童の表情や言動、しぐさ、人間関係等の変化や違和感に気を配る。

② 教育相談日

教育相談日（年 9 回 ※4月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月）を活用し、特にいじめに関する課題については早急に対応する。

③ 年 3 回（5月、12月、2月）行う「学校生活アンケート」調査

実施後、必要な児童に個別の教育相談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。

④ 年 3 回（5月、10月、2月）に行う「学校楽しいーと」調査

同様に、実施後、必要な児童に個別の教育相談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。特にいじめに関する課題については早急に対応する。

(3) いじめ問題が起こった時の早期対応

いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と学年主任等二人以上で、会議室で一時間程度を目安に事情を聞き取り、確認した上で「いじめ問題個別報告書」に記入する。また、生徒指導主任が、その日にいじめ防止対策委員会

を臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

① 全校体制による対応

特定の教員だけで抱え込むことなく、情報をいじめ防止対策委員会で共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制で迅速かつ適切な対応を取ることができるようにする。

ア いじめを受けた児童への対応

何があってもいじめを受けている児童の立場に立って対応することが大切である。「あなたを絶対守り抜く」ということをきちんと伝えることで安心感を持たせ、心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築き、心のケアを図る。

イ いじめている児童への対応

心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導することが大切である。いじめの非人間性や他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるように粘り強く指導を継続する。

ウ 周りの児童への対応

どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。いじめに関する事実を確認することで、いじめを受けた児童の心の痛みや苦しみを感じさせ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。

エ いじめを受けた児童の保護者への対応

家庭訪問等で話し合いの機会を早急に持ち、具体的な対応策を協議する。誠意ある対応を心がけ、学校としていじめをうけている児童を守り通すという立場を明確にし、信頼関係を築き、解決するまで継続的に連携を図る。

オ いじめている児童の保護者への対応

いじめの事実を正確に伝え、児童のより良い変容のためにも毅然とした指導が必要だと理解してもらうように努める。教師が仲介役となり、いじめを解決するために保護者同士が理解し合い、協力することが重要であることを伝え、必要に応じて保護者同士の話し合いの場を設定する。

※ 保護者同士の話し合いでは、学級担任、教頭、校長、学年主任、生徒指導主任、いじめている児童の保護者、いじめを受けた児童の保護者等が参加し、会議室において、お互いが納得のいく状態になるまで時間をかけて行い、早期にいじめが解消されることを目指す。場合によっては複数回に分けて行い、外部の関係機関にも協力を仰ぐ。

② いじめ問題個別報告書の作成

以下のことを確認し、早急に対応する。作成した資料はファイルに綴じ、本校職員がいつでも確認できるようにする。また、年度末の学級編制の際にも利用する。

・事例の概要	・いじめを受けていた期間	・いじめを受けていた児童
・いじめた側の児童	・いじめの形態	・対応策及び事態の経緯
・事例を踏まえて図った改善策	・いじめの現在の状況	

③ 関係機関との連携

学校のみで解決することに固執せず、速やかに教育委員会に報告するとともに保護者に知らせ、適切な連携を図る。また、保護者等からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。必要に応じて臨床心理相談員の活用などを行うことで、児童や保護者の心のケアを行う。

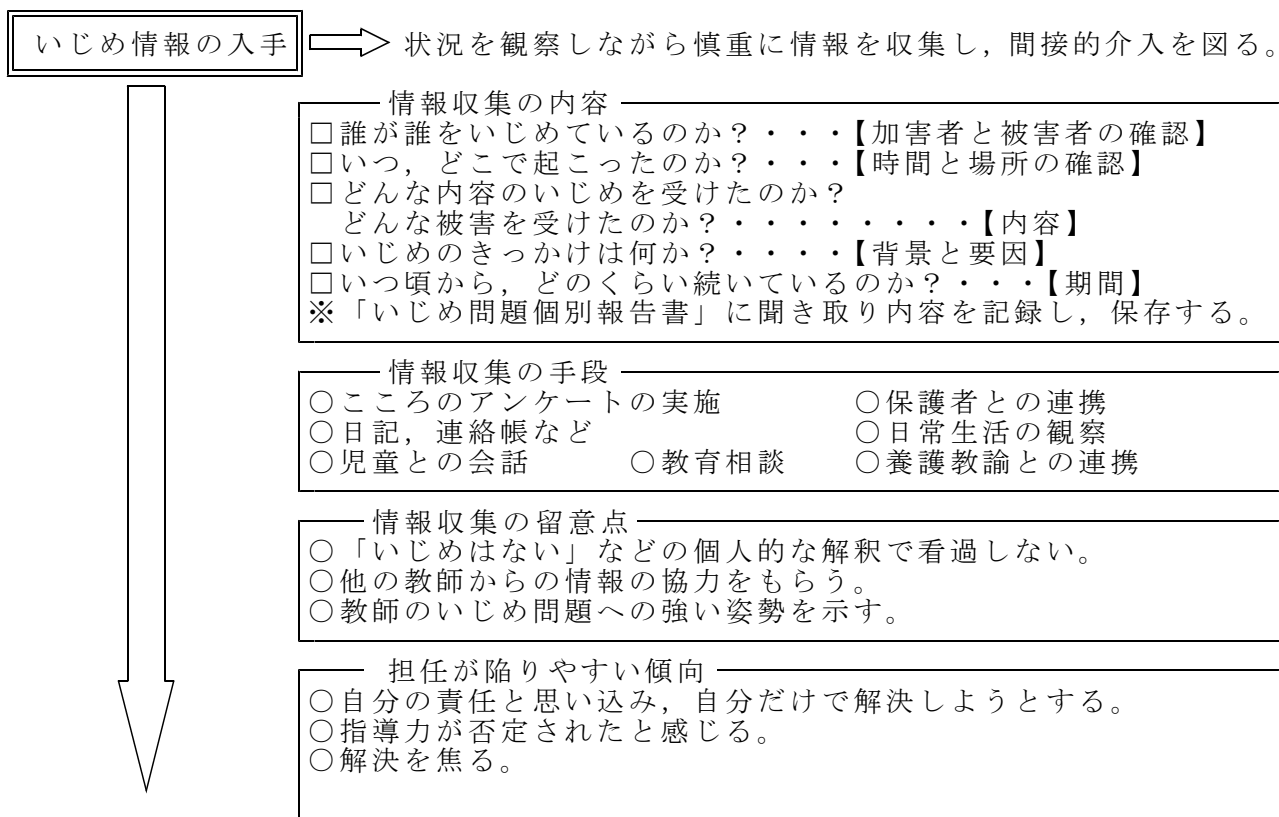
④ 情報収集と情報保護

事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。また、把握した児童等の個人情報については、安易に外部に伝わることがないように、その取扱いに十分留意する。

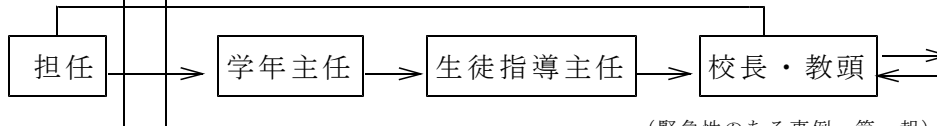
⑤ 教育委員会への報告

教育委員会への報告は、発生時または発見時に直ちに略報で知らせ、その後は指導経過を含めて早期に書面で行い解決に至るまで継続する。また、警察等の外部機関との連携が必要な場合など必要に応じて、教育委員会へ助言を仰ぎ、適切な支援を得ることができるようにする。

いじめ問題等への基本的な対応の流れ



いじめ対応チームの編成



いじめ防止対策委員会

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 教務主任
- ・ 保健主任
- ・ 生徒指導主任
- ・ 学年主任
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ 養護教諭
- ・ 該当学級担任 など

(緊急性のある事例：第一報)

鹿児島市教育委員会

いじめられた児童を徹底して守る。
見守る体制を整備する。
(登下校, 放課後等, 清掃時間, 休み時間)

対応方針の決定・役割分担

- 対応方針会議での協議内容 —
- 緊急度の確認 (命に関わる可能性があるか)
 - 詳細な調査の必要性 (調査の内容と方法の検討)
 - 具体的な指導・援助の方針の検討 (役割分担, 支援チームの構成)
 - 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
 - 保護者への対応
 - 関係機関との連携の方向性

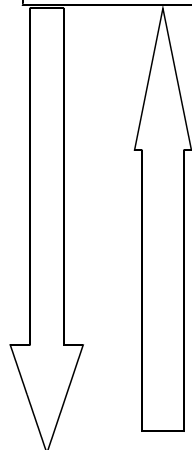
対応方針について

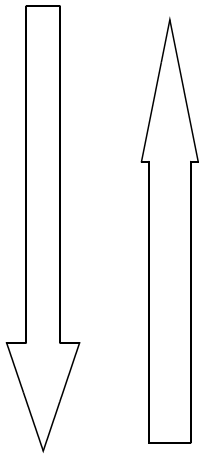
教育委員会へ相談 【教頭】

- 役割分担 —
- 【担任, 教頭】・ いじめられた児童の事情聴取と支援
・ いじめた児童の事情聴取と指導
 - ↓
 - 校長へ報告→指示
 - 【教頭】・ 保護者への対応
・ 関係機関への対応
・ 教育委員会への対応方針について連絡・相談
 - 【教務】・ 周囲の児童と全体児童への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

- 児童 —
- いじめられた児童, いじめた児童, 周囲にいる者から個別に聞き取りを行う。
 - いじめの状況, いじめのきっかけ等をじっくり聴き, 事実に基づく指導を行えるようにする。
 - 事情聴取は, 被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
 - 情報の食い違いがないか, 複数の教員で確認しながら聴取を進める。





- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。

保護者

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方

いじめられた児童への基本的な関わり方

- ① 児童の安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

上記のポイントを押さえながら、いじめられた児童の心のケアを心がけていく。

いじめられた児童への対応

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、本人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるように、学級集団にとけ込みやすい雰囲気作りや活躍の場作りを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめられた児童と個別面談をする際の留意点

- ① 秘密が守られる環境（会議室を予定）を用意する。
- ② 焦らずせかさず共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろ、これまでよく耐えてきたなどというように肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

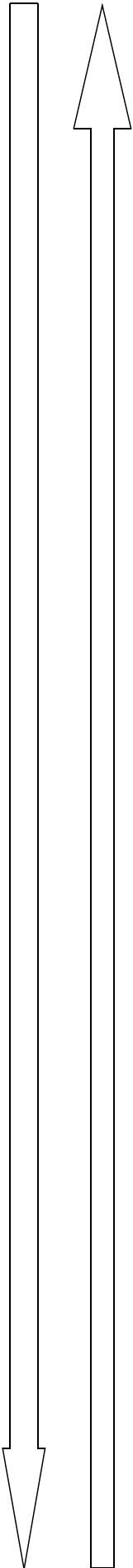
いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童の心の痛み気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化顕在化したりすることがないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

いじめた児童への対応

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら



反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。

- ② 当事者だけでなく、周りの児童からの情報を収集し、実態を握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目標を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して指導を行う。
- ⑥ いじめた児童の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

いじめた児童と個別面談をする際の留意点

- ① 「開き直り」に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとするところがあるが終始、毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。
「確かに〇〇（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない。」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
- ③ 「いじめ」という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ」と自分の都合の良いように取り繕う児童もいる。「自分のものが無くなったったり、他の人が使っていたりしたら、あなたはどう思う？」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように「いじめ」という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点を当て、それはいけない行為なのだを指摘する。

いじめられた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、担任と教頭が家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや今不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として児童を守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

いじめた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、担任と教頭が家庭訪問や電話連絡等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらう。
- ③ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

- ③ 担任等が仲介役となり，いじめられた保護者と協力していじめを解決するように保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 児童のよりよい成長を図るために，今後の関わり方などを一緒に考え，具体的な助言を継続する。

傍観者への対応

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し，いじめは人の命に関わることで，絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり，見て見ぬふりをする行為も，いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で，互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることはチクリではなく，正義に基づいた勇気である行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応

⇒ 状況を分析し，事実関係の確認や問題点の明確化を図り，問題解決に向けてのプランを立てる。新しく検討事項が入ったら，指導体制を再検討していく。

いじめ対応チームによる対応

- 学校生活での意図的な観察及び助言
（該当児童と周りの児童の状況）
【学級担任，学年主任，養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換，学級づくりへの支援）
【生徒指導主任・管理職】
- 保護者との連携支援
【学級担任，管理職】
- 関係機関との連携支援
【管理職，スクールカウンセラー】
- その後の状況について教育委員会へ報告
【管理職】

(4) いじめ問題の再発防止

① 継続的な指導と観察

同じ児童が被害に遭ういじめが再発したり，ターゲットを変えていじめが続いたりすることを防ぐために，一旦，解決したと思われる場合でも，十分に注意して継続的な観察を行ったり必要な指導を行う。

② 未然防止対策の見直しと強化

問題が収束したと考えられる時点で，対処の仕方を振り返り見直すとともに，対処を通して得た知見を広く共有し，再発防止を目指す。

5 P T A との連携

- (1) 学級 P T A，学年 P T A，P T A 総会において，「谷山小学校いじめ防止基本方針」について説明する時間を確保する。
- (2) 「家庭用（保管）いじめ対策リーフレット」（鹿児島県教育委員会）を活用する。
- (3) 「家庭用（保管）ネットいじめ対策リーフレット」（県 P T A 連合会）を活用する。
- (4) 担任と家庭が気軽に連絡を取れるような関係を確立する。
- (5) 児童の表情や日記などを利用して言動の変化に注意を払ってもらうことで，何か気になることがあれば，早急に臨時の教育相談や家庭訪問を行う。

6 市教育委員会との連携

- (1) 必要に応じて指導主事の派遣及び助言を依頼する。
- (2) 必要に応じていじめ問題対応チームの派遣及び助言を依頼する。
- (3) 研修等への講師派遣を依頼する。

7 関係機関との連携

必要に応じて以下のような関係機関との連携を図る。

- | | | | | |
|-----------|-----------------|-----------------|-----|----------|
| ・校区運営審議会 | ・あいご会 | ・社会教育学級 | ・警察 | ・中央児童相談所 |
| ・市町村の福祉部局 | ・県総合教育センター教育相談課 | ・かごしま教育ホットライン24 | など | |

8 いじめ防止対策委員会について

(1) 構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，保健主任，特別支援教育コーディネーター，学年主任，養護教諭，校長が指名する関係職員

※ 原則として，会議室で一時間程度行う。ただし，4月の1回目は共通理解・共通確認のために，職員室において全職員で行う。

※ 重大事態が発生した際は，必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー），PTA会長，児童相談所，民生委員，谷山中央交番を加える。

(2) 役割

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認・ 児童用アンケートの結果の検討・ 教職員の共通理解と意識啓発（いじめに関する校内研修の企画立案）・ 保護者，地域に対する情報発信，情報収集・ いじめ事案への対応，相談窓口・ 学校基本方針，年間計画等の見直し |
|--|

(3) 実施時期

いじめ防止対策委員会は，原則年4回（4月，6月・12月・3月 ※学校生活アンケート実施後）行う。定期的に行うほか，必要に応じて校長が招集して行う。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味と事態例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合
(法第28条第1項 第1項に係る事態)<ul style="list-style-type: none">・ 児童が自殺を企図した場合・ 身体に重大な障害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
(法28条第1項第2号に係る事態)<ul style="list-style-type: none">・ 不登校の定義を踏まえ，年間30日以上を目安とするが，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。 |
|---|

「鹿児島県いじめ防止基本方針」より

(2) 調査

- ① 重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携して、通常のいじめ防止対策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、教育委員会の適切な指導及び支援の下で、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ③ 上記の調査を行った場合は、教育委員会の適切な指導及び支援の下に、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断しなければならない。

(3) 対応

- ① 「被害児童を絶対守る」ことを第一に、教育委員会との連携を密接にして対応に当たる。
- ② 加害児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは早めに警察と連携するなど、関係諸機関との積極的な連携を行う。
- ③ いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、早期に受け入れが可能になるよう学級指導等を行うとともに、学習機会を確保するために別室登校や別室授業等の手立てを講じる。
- ④ いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続く場合は、適応指導教室等での学習や家庭での学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保障できるよう支援する。
- ⑤ 関係児童の保護者との連携を断ち切ることがないように最善を尽くす。特に被害児童の保護者に対しては、対応方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに、それまでの指導・支援や情報提供等に不備があった場合は誠意をもって謝罪する必要がある。
また、加害児童の保護者に対しては事実を正確に伝えるとともに、被害児童の心情や解決に向けた学校の指導方針の説明および理解促進に努めなければならない。
- ⑥ 報道機関等への対応については、学校の正常な教育活動に支障が生じることのないように、担当者を通じて行う。
- ⑦ 対応に当たって、隣接する学校との連携（応援要請）や報道機関対応への具体的な指示、当該学校の児童及び保護者の不安の解消など予想される限りの事柄について幅広く支援を行うよう、教育委員会に協力を求める。

(4) 第3者委員会の在り方について

- ① 重大事態への対処又は発生防止のための附属機関（第3者委員会）を設ける必要があると市長が判断した場合は、教育委員会がその対応に当たる。
- ② 附属機関が、上記（3）の調査結果について調査を行う場合は、関係者の個人情報の保護と学校の正常な教育活動の維持に留意しながら協力する。

10 その他

- (1) 学校いじめ防止方針を学校のホームページで公表する。
- (2) 年4回のいじめ防止対策委員会において取組の定期的な点検、見直しを行い、これに基づいた必要な措置を講じる。